

スイスの社会保障制度について

スイスの社会保障制度は、①老齢・遺族、障害基礎年金保険 ②企業年金 ③個人の任意の貯蓄 の大きく3つの要素から構成されています。また、基礎医療保険への加入も義務づけられています。

日本とスイスの間には社会保障協定が締結されているため、条件を満たし、手続きを行った場合には、スイスの制度への加入を免除される場合があります。(下記10をご覧ください。)

1 老齢・遺族、障害基礎年金保険

●A H V (Alters- und Hinterlassenenversicherung)

●I V (Invalidenversicherung)

A H V (老齢・遺族基礎年金) 及び I V (障害基礎年金) は加入が義務づけられています。A H Vは、受給資格を満たしていれば、スイス国外でも受け取ることができます。

I Vは、病気や事故で障害状態になった方の治療や訓練に必要な費用をまかさないです。障害度が高い場合には、障害基礎年金が支給されます。障害基礎年金は、障害度が高い場合には、スイス国外でも受け取ることができます。

一般的に、被雇用者の方の掛け金は、給与から源泉徴収されます。

詳しくは、[スイス連邦社会保障局](#)または[スイス補償局](#)にお問い合わせください。

2 企業年金

●Pensionskasse / Berufliche Vorsorge (企業年金)

企業年金は、一定以上の収入のある被雇用者の方に加入義務があります。老齢・遺族年金及び障害年金から構成されています。受給資格を満たしていれば、スイス国外で受け取れる場合もあります。

一般的に、被雇用者の方の掛け金は、給与から源泉徴収されます。

詳しくは、[スイス連邦社会保障局](#)または加入している企業年金基金等にお問い合わせください。

3 個人の任意の貯蓄

●3 a 貯蓄 (3 a 口座、3 a 保険)

3 a 貯蓄は、老後のための貯蓄を目的とした銀行口座や保険です。貯蓄を推奨するため、税制上のさまざまな優遇措置があります。優遇措置があるかわりに、預入金額の上限や解約制限などがあります。

詳しくは、[スイス連邦社会保障局](#)または各銀行・各保険会社にお問い合わせください。

4 基礎医療保険

●Krankenversicherung (基礎医療保険)

日本の国民健康保険に相当する制度で、加入が義務づけられています。公的機関ではなく、一般の保険会社が運営する保険ですが、補償すべき内容が法律で定められています。詳しくは、[スイス連邦保健局](#)または各保険会社にお問い合わせください。

5 事故保険

●Unfallversicherung (事故保険)

事故保険は、基礎医療保険で補償されない、事故による怪我や職業が原因で発症した怪我／病気等を補償します。被雇用者の方及び一定の条件を満たしている職についていない方に加入義務があります。

障害を負い、障害度が高い場合には障害年金が支給され、死亡した場合には遺族年金が支給されます。障害年金または遺族年金を受給している場合には、スイス国外に移動後も年金を受け取ることができます。

一般的に、被雇用者の方の掛け金は、雇用者が負担するか、給与から源泉徴収されます。詳しくは、[スイス連邦保健局](#)または各保険会社にお問い合わせください。

6 失業保険

●A L V (Arbeitslosenversicherung)

日本の雇用保険に相当する制度で、被雇用者の方に加入が義務づけられています。一般的に、被雇用者の方の掛け金は、給与から源泉徴収されます。詳しくは、[スイス連邦社会保障局](#)にお問い合わせください。

7 収入補償

●E O (Erwerbsersatzordnung)

兵役／代替役務に就いている間、または被雇用者である女性の方が出産後の育児のために一時的に収入が減少した場合に、それを補うための制度です。

一般的に、被雇用者の方の掛け金は、給与から源泉徴収されます。詳しくは、[スイス連邦社会保障局](#)にお問い合わせください。

8 家族手当

●Familienzulagen

農業に従事している方、被雇用者／自営業の方、職についていない方で一定の収入以下の方に対し、お子さんがいる場合に支給される手当です。

一般的に、被雇用者の場合、掛け金は雇用者が負担します。(ヴァレー州を除く。)詳しくは、[スイス連邦社会保障局](#)にお問い合わせください。

9 その他の保険

社会保障制度とは別に、加入義務のある保険制度がありますので、一部を紹介します。

(1) 住居保険／第三者賠償責任保険

●Hausratversicherung und Privathaftpflichtversicherung

住居保険は、家財道具が火事・水害・盗難等の被害を受けた場合に補償する保険です。第三者賠償責任保険は、自己が第三者に損害をもたらした場合に補償する保険です。両方の保険がセットになっている場合もあり、州によっては加入が義務づけられています。

詳しくは、各保険会社にお問い合わせください。

(2) 車両保険

●Autoversicherung／Motorradversicherung

自動車保険／自動二輪車保険は、自動車／自動二輪車の所有者の方に加入が義務づけられています。

詳しくは、各保険会社にお問い合わせください。

10 日スイス社会保障協定について

ここでは、日スイス社会保障協定の概要を紹介します。詳しくは、[日本年金機構](#)または[スイス連邦社会保障局](#)／[スイス補償局](#)にお問い合わせください。

(1) 概要

社会保障協定は、次の2つを目的として締結されています。

●適用調整

相手国への派遣の期間が5年を超えない見込みの場合には、当該期間中は相手国の法令の適用を免除し自国の法令のみを適用し、5年を超える見込みの場合には、相手国の法令のみを適用する。

●保険期間の通算

両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようにする。

(2) 適用調整（日本からスイスへ派遣の場合）

【必ず手続きが必要です】

●スイスへの派遣期間が5年を超えない見込みの場合には、スイスの年金及び医療保険への加入が免除されます。免除を受けるためには「適用証明書」をスイス当局に提出する必要があります。適用証明書は日本の年金事務所で申請することができます。

●5年を超える見込みの場合には、スイスの年金及び医療保険に加入し、日本の年金及び健康保険の加入が免除されます。（ただし、日本の厚生年金及び企業年金は任意で加入できます。）

(3) 適用調整（スイスから日本へ派遣の場合）

【必ず手続きが必要です】

●日本への派遣期間が5年を超えない見込みの場合には、日本の年金及び健康保険への加入が免除されます。免除を受けるためには「スイス法令の適用に関する証明書（派遣証明書）」を日本の当局に提出する必要があります。スイス法令の適用に関する証明書はスイス補償局で申請することができます。

●5年を超える見込みの場合には、日本の年金及び医療保険に加入し、スイスの年金及び健康保険の加入が免除されます。

(4) 保険期間の通算

【必ず手続きが必要です】

●日本にお住まいの方が、年金加入期間の通算によりスイスの年金及び日本の年金を請求する場合には、日本の年金事務所に申請してください。

●スイスにお住まいの方が、年金加入期間の通算よりスイスの年金及び日本の年金を請求する場合には、スイス補償局に申請してください。